

特定非営利活動法人の活動分野について
(2026年03月31日現在)

1. 2026年03月31日現在の法人数

49,079

2. 法人の行う活動の分野(20分野別、複数回答)

号数	活動の種類	法人数
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	28,512
第2号	社会教育の推進を図る活動	25,021
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,758
第4号	観光の振興を図る活動	4,485
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3,959
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,598
第7号	環境の保全を図る活動	13,101
第8号	災害救援活動	4,552
第9号	地域安全活動	6,487
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9,314
第11号	国際協力の活動	8,976
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,898
第13号	子どもの健全育成を図る活動	24,792
第14号	情報化社会の発展を図る活動	4,988
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,700
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,664
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	12,836
第18号	消費者の保護を図る活動	2,723
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,717
第20号	指定都市の条例で定める活動	376

(注1)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は49,079法人にはならない。

(注2)第14号から第18号までは、改正特定非営利活動促進法施行日（平成15年5月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。

(注3)第4号、第5号及び第20号は、改正特定非営利活動促進法施行日（平成24年4月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。

3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数
1個	4,675
2個	6,861
3個	8,211
4個	7,878
5個	6,449
6個	4,708
7個	3,282
8個	2,168
9個	1,384
10個	992
11個	665
12個	526
13個	307
14個	209
15個	153
16個	84
17個	232
18個	49
19個	201
20個	45

(注4)13個から17個までは、改正特定非営利活動促進法施行日（平成15年5月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。

(注5)18個から20個までは、改正特定非営利活動促進法施行日（平成24年4月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。